

鳥取県告示第390号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月5日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
NPO法人若桜	八頭郡若桜町大字若桜396	NPO法人若桜	八頭郡若桜町大字若桜396	就労継続支援A型、就労継続支援B型	平成23年7月1日